

○第177回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和元年11月15日（金）13：59～15：07

議事概要：

（1）農薬（イマザピル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、イマザピルの許容一日摂取量（ADI）を2.8 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、国内では樹木等に使用されています。今回、インポートトレランス設定（大麦）の要請がされています。また、飼料中の残留基準設定の要請がされています。

（2）農薬（ビキサフェン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ビキサフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.019 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での登録はありません。今回、インポートトレランス設定（小麦、だいた等）の要請がされています。

（3）農薬（ベンズピリモキサソ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ベンズピリモキサソの許容一日摂取量（ADI）を0.026 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、今回、稲への新規登録申請がされています。また、畜産物及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

（4）トルピラレートの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で飼料用とうもろこしに使用します。今回、とうもろこしへの適用拡大申請がされています。

（5）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① シフルトリン

・評価第三部会において調査審議することとなった。

* 殺虫剤で、だいた、キャベツ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、

残留農薬基準（小麦、ばれいしょ等）の変更に係る評価要請がされています。また、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

② フェンプロパトリン

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、なす、りんご等に使用します。今回、すもも、ぎんなん等への適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。